

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年2月14日
【四半期会計期間】	第28期第1四半期（自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日）
【会社名】	パラカ株式会社
【英訳名】	Paraca Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 内藤 宗
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03（6841）0809（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 市川 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03（6841）0809（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 市川 克己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期累計期間	第28期 第1四半期累計期間	第27期
会計期間	自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日	自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日	自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日
売上高 (百万円)	3,638	3,976	14,774
経常利益 (百万円)	725	728	2,712
四半期(当期)純利益 (百万円)	492	485	1,818
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,847	1,854	1,854
発行済株式総数 (株)	10,304,600	10,311,100	10,311,100
純資産額 (百万円)	16,761	17,940	18,107
総資産額 (百万円)	38,273	40,447	39,824
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	49.29	48.48	181.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	49.00	48.13	180.49
1株当たり配当額 (円)	-	-	64.00
自己資本比率 (%)	43.7	44.3	45.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、令和6年1月19日付で適時開示しました「(開示事項の経過)その他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で伊藤忠商事株式会社は当社の「その他の関係会社」となりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間（自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日）における我が国の経済は、物価上昇の影響を受けつつも経済活動は回復を続けており、設備投資・個人消費・雇用環境は共に改善傾向となっております。

当社の属する駐車場業界においても、特に大都市での慢性的な駐車場不足や建築に伴う駐車需要、個人消費の持ち直しを背景に売上は底堅く推移しました。

このような状況において、当社は引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更を機動的に行うなど採算性向上に努めました。

その結果、当第1四半期累計期間においては、111件2,012車室の新規開設、30件407車室の解約等により、81件1,605車室の純増となり、12月末現在2,366件36,693車室が稼働しております。

当第1四半期累計期間の売上高は3,976百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益781百万円（同0.4%増）、経常利益728百万円（同0.4%増）、四半期純利益485百万円（同1.6%減）を計上いたしました。

当第1四半期においては、大型の施設付帯駐車場を含む新規駐車場が多くオープンしたことにより、売上高は前年同期比9.3%増となりましたが、開設費用の計上が先行したため、営業利益は前年同期比微増となりました。また、令和6年7月に流通開始予定である新紙幣に対応するための費用として14百万円を特別損失に計上したことから、純利益は前年同期比微減となりました。

当社の駐車場形態ごとの状況は以下のとおりであります。

（賃借駐車場）

当第1四半期累計期間においては、106件1,976車室の開設及び、30件407車室の解約等により、76件1,569車室の純増となりました。新規開設車室数は前年同期比で約2.8倍となり、新規物件の内、施設付帯駐車場（コンビニ付帯を除く）は6件354車室を開設しました。その結果、12月末現在2,088件31,553車室しております。売上高は3,195百万円（前年同期比9.4%増）、売上総利益は641百万円（同2.0%増）となりました。

（保有駐車場）

当第1四半期累計期間においては、札幌市2件20車室、仙台市1件6車室、長岡市1件3車室、倉敷市1件7車室を新規開設いたしました。その結果、5件36車室の増加となり、12月末現在においては278件5,140車室が稼働しております。売上高は636百万円（同9.1%増）、売上総利益は520百万円（同8.2%増）となりました。

このほか、当第1四半期累計期間において、東京都杉並区4車室分の駐車場用地を取得しており、第2四半期以降のオープンを予定しております。

（その他売上）

当第1四半期累計期間においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、バイク・バス・駐輪場売上、太陽光発電売上等により、売上高は145百万円（同7.4%増）となりました。

当事業年度における駐車場形態ごとの販売実績は以下のとおりです。

駐車場形態	前第1四半期累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)	前事業年度 (自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
賃借駐車場	2,920	3,195	11,845
保有駐車場	583	636	2,366
その他売上	135	145	562
合計	3,638	3,976	14,774

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は40,447百万円となり、前事業年度末に比べ622百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産における土地の増加(324百万円)、流動資産における現金及び預金の増加(106百万円)によるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債の部は22,506百万円となり、前事業年度末に比べ789百万円増加いたしました。これは主に借入金の増加(953百万円)、未払法人税等の減少(323百万円)によるものであります。

当第1四半期会計期間末における純資産の部は17,940百万円となり、前事業年度末に比べ166百万円減少いたしました。これは主に配当金の支払(656百万円)によるものであります。この結果、自己資本比率は、前事業年度末の45.4%から44.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和5年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,311,100	10,311,100	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	10,311,100	10,311,100	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、令和6年2月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年10月1日～ 令和5年12月31日	-	10,311,100	-	1,854	-	1,884

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

令和5年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 55,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,251,700	102,517	-
単元未満株式	普通株式 4,200	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	10,311,100	-	-
総株主の議決権	-	102,517	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和5年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

令和5年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区愛宕2-5-1	55,200	-	55,200	0.54
計	-	55,200	-	55,200	0.54

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年9月30日)	当第1四半期会計期間 (令和5年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,738	3,844
売掛金	197	210
前払費用	589	635
その他	32	46
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,558	4,737
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	723	711
機械及び装置(純額)	611	593
土地	31,981	32,306
リース資産(純額)	701	787
その他(純額)	549	616
有形固定資産合計	34,568	35,014
無形固定資産	51	50
投資その他の資産	646	645
固定資産合計	35,266	35,710
資産合計	39,824	40,447
負債の部		
流動負債		
買掛金	336	367
短期借入金	-	486
1年内返済予定の長期借入金	2,260	2,397
未払法人税等	586	263
賞与引当金	47	19
その他	792	846
流動負債合計	4,024	4,381
固定負債		
長期借入金	16,690	17,021
リース債務	511	604
株式給付引当金	44	43
資産除去債務	311	318
その他	134	138
固定負債合計	17,693	18,125
負債合計	21,717	22,506

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年9月30日)	当第1四半期会計期間 (令和5年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,854	1,854
資本剰余金	2,291	2,291
利益剰余金	14,312	14,141
自己株式	377	377
株主資本合計	18,080	17,909
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	6
繰延ヘッジ損益	18	17
評価・換算差額等合計	12	10
新株予約権	39	42
純資産合計	18,107	17,940
負債純資産合計	39,824	40,447

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)
売上高	3,638	3,976
売上原価	2,448	2,728
売上総利益	1,190	1,247
販売費及び一般管理費	412	466
営業利益	778	781
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取保険金	0	-
受取補償金	-	2
その他	0	0
営業外収益合計	0	3
営業外費用		
支払利息	53	55
その他	0	0
営業外費用合計	53	56
経常利益	725	728
特別損失		
固定資産除却損	4	6
新紙幣対応費用	-	14
特別損失合計	4	20
税引前四半期純利益	720	707
法人税等	227	222
四半期純利益	492	485

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間
(自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)

税金費用の計算

税金費用の計算については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得をおこない、従業員に対して、取締役会が定める株式給付規程に従って、信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末363百万円、248,900株、当第1四半期会計期間末363百万円、248,865株であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)
減価償却費	128 百万円	128 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	635	62	令和4年9月30日	令和4年12月19日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期累計期間(自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年12月20日 定時株主総会	普通株式	656	64	令和5年9月30日	令和5年12月21日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであり、収益の大部分が時間貸駐車場売上であるため、収益を分解した情報の重要性が乏しいことから注記の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	49円29銭	48円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	492	485
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	492	485
普通株式の期中平均株式数(株)	9,999,074	10,006,942
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	49円00銭	48円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	59,634	73,246
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

期中平均株式数の算定に当たって控除する自己株式数には、従業員株式給付信託における自己株式を含めております。当該株式数は前第1四半期累計期間249,547株、当第1四半期累計期間248,876株です。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年2月13日

パラカ株式会社
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 潤 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の令和5年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。